

毎週火、金曜日発行(但休日相当ときは翌日)  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

## 目次

◇監査公告  
昭和三十年度に係る湖山砂丘かんがい事業所  
ほか三箇所 の定期監査の結果公表

## 監査公告

### 鳥取県監査公告第五百七十七号

地方自治法第九十九条の規定に基き、昭和三十年度に  
係る湖山砂丘かんがい事業所ほか三箇所 の定期監査を執  
行したので、その結果を次の通り公表する。

昭和三十一年十二月十一日

鳥取県監査委員	松	本	利	治
同	山	本	四	郎
同	大	西	節	夫

同	近	藤	伝	一
監査箇所	執行年月日			

湖山砂丘かんがい事業所	昭和三十一年八月十日監査
中海干拓事業所	同 八月十二日監査
北条浜かんがい事業所	同 八月十三日監査
北条用排水改良事業所	同

### 監査概況

県営耕地事業に係る湖山砂丘かんがい、北条浜かんがい、北条用排水の各事業所並びに中海干拓事業所の監査に当つては湖山砂丘かんがい、北条用排水の各事業所は初回であるがその他は前回の指摘事項を考慮し特に、工事の施工並びにその進捗状況につき実施した。その結果各事業とも国の財政事情等の関係もあつて事業費は逐年圧縮され、当初計画通りの執行は望み難く遅々としているのでこれが財源確保については、関係機関を通じ一層努力し事業の早期完成に努められたい。  
なお洞潟砂丘地帯は、かんがい施設によつて逐次開発さ

れ、その高度利用に配慮されているがこれに對する作物の栽培、普及、指導面が徹底していない。また砂丘地における試験研究等についても立遅れの憾があるので関係当局は一層連携を密にし、農業技術の普及改良を図り経営の合理的改善に努めるよう配慮が肝要と認められるのでこの点考究善処されたい。

次に各事業所別にその概況を掲記する。

湖山砂丘かんがい事業所 昭和三十一年八月十日監査

監査委員 松 本 利 治

同 山 本 四 郎

同 近 藤 伝 一

一 本事業所は湖山砂丘を中心とし総受益面積二二六町歩に對し、総工費一億四千四百余万円をもつて本年度から五ヶ年計画により着手したものである。

職員は所長以下四名(内二名臨職)で事務所を現地に設置し該事業の調査設計、工事監督、用地買収及び補償等の現地事務の掌理に当り概ね円滑に執行している

が、特に庶務規程による備付諸帳簿等は速かに整備して置くべきである。

二 前記総工費のうち、本年度事業費は当初二千五百万円を予算計上したがその後財政事情によつて、七百八十余万円に減額されたため導水路二三七・〇米(取入口、取入水路、角落樋門、暗渠導水路、袖石垣取付)とその他事務所倉庫等附帯工のみの施工に終つてゐる。また導水路工の一部(工費百三十五万円)は事業繰越としていたが(監査当日既に完了)事業費の確定が遅延したため、工事の繰越分が若干認められたのでこの点特に留意されたい。

なお財政事情によつて初年度から事業計画の変更を余儀なくしているが、主管当局は財源確保につき一層努力することと、事業費の見透し等については充分関係機関と連けいをとり遺憾のないよう配慮されたい。

三 工事入札、請負契約の締結、工事請負費その他の経費支払事務は主管課で処理しており整理状況は適正と認められた。

中海干拓事業所 昭和三十一年八月十二日監査

監査委員 松 本 利 治

同 山 本 四 郎

同 大 西 節 夫

一 崎津干拓事業は国の代行事業として昭和二十六年度より五ヶ年計画により起工したのであるが、三十年末までの総投資額は二千八百余万円で全体計画の九・八三%の進捗率である。

殊に事業の推進につき毎回強く指摘している通り県は、政府に對し強力に要望するとともに関係各機関等の協力を得て政治的折衝を行う等、早期完成に努められたい。

二 本年度事業費は堤塘工事四百十八万余円、埋立工事四百九十五万余円、雑工事八十一万余円(変電所移転費七十八万円を含む)その他事務費等を合せて一千一百万余円であるがこの中、堤塘工事の一部(一百二十六万五千円)繰越していた。なお堤塘工事の両側は完成し締切堤塘となつてゐるが風波浪のため埋立土の

異動が激しいようであるから、締切堤塘の築造をさきに施工するとか防止策を考究する要ありと認められる。

三 外江干拓は二十九年をもつて完成しているが前回も強く指摘した如く干拓地に対する耕作指導が不徹底である。

殊に該地は現在開拓財産として所管を委へ配分計画の段階にあるが、依然として増反組合の仮配分により維持管理をしており、中には一部耕作目的を逸脱し他の用途に使用しているものがあるから関係当局は充分この点に留意し、その売渡、或いは営農指導に配慮すべきである。

北条浜かんがい事業所 昭和三十一年八月十三日監査

監査委員 松 本 利 治

同 近 藤 伝 一

一 当所の事業は北条、大栄、由良に亘る六百十五町歩の砂丘地に對しかんがい及び排水施設を築造するため、

総事業費二億七千万円をもつて昭和二十七年度から着手しているが、三十年度までの投資総額は六千四百余万円でその進捗率は二三・九%であり、前回も指摘した如く事業の推進は遅々としている。殊に大規模県営砂丘地かんがい事業であるが逐年国庫財政の圧縮、県財政の事情に大きく影響されているが、財源確保に一層努力し、事業の早期完成に努められたい。

二 本年度事業費は収入堰堤二千七十九万九千円(一〇六・九米)床固二百十六万九千円(七四・三二米)用地買収その他事務費等合せて二千六百六十余万円であり、諸工事は概ね順調に施工しているものと認められた。

三 工事事務の処理状況は概ね適切と認められた。

北条用排水改良事業所 昭和三十一年八月十三日監査

監査委員 松 本 利 治

同 近 藤 伝 一

一 本事業は天神川左岸と由良川との区域における、総受益面積一、〇八八町歩に対する幹線用水路補装工と

排水不良となつている幹線水路の改修を計画し、総事業費二億円をもつて本年度より新規事業として起工したものであり、職員は所長以下五名(内臨職三名)で調査設計、工事監督、用地買収及び補償等の現地事務を掌理し概ね円滑に執行しているものと認められた。

二 本年度事業費は一千九百九十九万九千九百九十九円、三方混泥土舗装と附帯工として橋梁一、沈砂地一、昇降口六、揚水施設を実施、続いて第二期工水路二九六・六米、三方混泥土舗装附帯工橋梁一、渡橋六、昇降口一を施工したが年度内に一部完成見込みたらず二百六十六万円を繰越し五月二十四日年内事業を完成していた。

三 工事事務の処理状況は、概ね適切と認められたが処務規程による備付諸帳簿の整備が不充であつたので早期に整備して置かれたい。

なお工事入札、請負契約の締結、工事請負費その他の経費支払事務は主管課で処理している。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日 火、金

発

行

鳥

取

縣

市

東

町

取

縣

發

行

鳥

取

縣